

「表紙共 14枚」

令和4年6月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和4年7月8日（金曜日） 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 河津裕治
2 番 松原忠雄	13 番 財津満寿光
3 番 横田秀喜	14 番 中島浩司
4 番 江藤義幸	15 番 美野英俊
5 番 左原三枝子	16 番 伊藤明美
7 番 森 克男	17 番 原田文利
8 番 飯田 隆	18 番 財津政美
9 番 湯浅正徳	19 番 高瀬義徳
10 番 川津美利	

4 出席事務局職員

局長 武内義則 係総括 田中さおり 主査 小野芳也 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希

6 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第6号 7月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について

第2号 農地法施行規則第53号第1項第14号該当による届出の件

7 その他

- (1) 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び
「令和4年度最適化活動の目標設定等」

(2) 7月現地調査

日 時 7月26日(火) 午前9時～

※ 調査委員

(3) 7月調査委員会

日 時 7月29日(金) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(4) 7月定例総会

日 時 8月8日(月) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

7月20日(水) 熊本県荒尾市視察(会長・副会長)

7月21日(木) 常設審議委員会(大分市)(会長)

7月22日(金) 上半期農業者年金業務推進検討会(会長・副会長ほか)

(6) その他 ・「6月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「6月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>ただいまより定例総会を開会いたします。本日は、6番の綾垣和子委員、12番の川津清則委員より欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。</p> <p>総会の成立でございますけども、委員総数19名中、出席委員17名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前に、お断りさせていただきますけども、議事の進行上発言される場合は、挙手をして、議長が指名した後に、発言されるようお願いいたします。携帯電話のお持ちの方は、電話を切っていただくかマナーモードにさせていただきようお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、改めまして、こんにちは。本当に暑い中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。日田市もコロナ感染者が、昨日は29名と増えておりますので、十分気をつけていただきたいと思います。また、新聞やテレビを見ていく中で、食料の安全保障ということをよく国会議員の方々が言っておりますが、中国の備蓄米は、中国の人口が十何億人いると思いますけど、186日分あるそうです。半年分ですね。それに比べて、日本は20日分しかありません。農家をされている方は自分のところの米だけはあると思いますけど、最終的には、日本は品物を外国から買えばいいという考えらしいです。そういうことを、これから農業委員会の中で、皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。それではですね、着座して議事を進行してまいりたいと思っております。</p> <p>会議規則第17条により、議事録署名委員は、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、議事録署名委員は、3番横田秀喜委員、9番湯浅正徳委員のお二方をお願いしたいと思います。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>議案訂正がありましたら、事務局お願いします。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>事務局からです。議案訂正はございません。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>
<p>調査委員 (松原忠雄)</p>	<p>では、早速議案の審議に入りたいと思います。今回の調査委員は、2番松原忠雄委員、8番飯田隆委員、19番高瀬義徳委員の3名でございます。調査委員長は、2番松原忠雄委員でございます。</p> <p>それでは松原副会長、一言お願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>皆さん、こんにちは。毎日暑うございます。体に十分気をつけて、百姓をやりましょう。先月の23日に飯田委員と高瀬委員と私と事務局3名で現地を見てまいりました。若干問題点があるところがありまして、取下げとかいろいろありましたが、議案として上がったのは大体いいのではないかというような思いがしております。十分検討して意見を出していただいて、成立させたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、議案書の1ページ、議案第1号農地法第3条の規定により許可申請の件、5件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい。それでは、私から農地法3条の申請分について説明いたします。今月は5件申請が出ております。議案書は1ページになります。番号は32番です。対象農地は前津江町大野〇、面積は301㎡、地目は、台</p>

帳、現況ともに田となっております。譲渡人は○さん、高齢により今年までで耕作をやめるため譲り渡したいということで、譲受人の○さんが譲り受けて規模を拡大したいというものです。場所は、前津江中学校から県道西大山大野日田線を東へ進んだ道沿いの赤い丸で示した部分となります。航空写真は、このようになっております。こちらが字図です。赤で囲んでいる部分が対象の農地となっております。こちらが現況の写真で、赤で囲んでいる部分が、対象農地です。

続きまして、番号33番です。対象農地は、大字上野○、面積は1,403㎡、地目は、台帳、現況ともに田となっております。譲渡人は○さん、譲り渡して規模を縮小したいということで、譲受人の○さんが譲り受けて、規模を拡大したいというものです。場所は、○から西に進んだところにある、赤で囲んだ部分となります。航空写真は、このようになっております。こちらが字図です。こちらが現況写真になります。

続きまして、議案書2ページにまいります。番号は34番です。対象農地は、大山町西大山○と○の2筆になります。面積は2筆合わせて694㎡です。地目は、台帳、現況ともに田となっております。譲渡人は○さん、農地の管理が行き届いてないところがあり、譲り渡して農地を有効利用してもらいたいということで、譲受人の○さんが譲り受けて規模を拡大するものです。場所は、国道212号の東側の丸で囲んだ2か所となります。航空写真はこのようになっております。こちらが字図となっております。○番の右隣になる○が、譲受人の○さんと同じ農業経営世帯で、父親である○さんの所有農地となっております。今回譲り受ける○と一体で、畑として利用するように計画しております。こちらが現況写真になります。○の現況写真です。こちらが○の現況写真となります。

続いて、番号35番です。対象農地は、前津江町大野○、面積は65㎡です。地目は、台帳、現況ともに畑となっております。譲渡人は○さん、管理が出来なくなったため譲り渡したいとのことで、譲受人の○さんが、譲渡人の意向を受けて譲り受けるものです。場所は、県道日田鹿本線を中津江振興局方面に進んだところに、防火水槽がございまして、左側の赤丸で示したところになります。航空写真はこのようになっております。こちらが字図になります。現況写真は、このようになっております。

続きまして、3ページ目に参ります。番号は36番です。対象農地は、大山町西大山○、面積は21㎡です。地目は、台帳、現況ともに田となっております。譲渡人は○さん、高齢で農業をすることが困難になったため、譲り

<p>調査委員 (松原忠雄)</p> <p>事務局 (小野芳也)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>渡すもので、譲受人の○さんが譲渡人の意向を受けて、譲り受けるものです。場所は、ひびきトンネルから東側に進んだところで、赤丸で示した部分になります。航空写真はこのようになっております。こちらが字図になります。現況写真はこのようになっております。今回の申請は、令和3年12月8日の総会で3条許可を出した農地で、青の枠で囲んでおります○と○の許可の時に、漏れていた部分を改めて申請しているものとなります。</p> <p>3条の申請は、以上5件となります。</p> <p>ここで、現地調査にご同行いただきました松原副会長にご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>私たち3名で見たところ、別にこれといった問題はなかったもので、よろしいかと思えます。よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>次に、チェックシートの説明に参ります。チェックシートの資料No.1をご覧ください。今月のチェックシートが1ページから2ページとなります。全ての各項目に該当しないことが許可の条件となっておりますが、全ての項目に該当しておりませんので、許可を出す分に問題のないということを確認しております。</p> <p>事務局からは、以上となります。</p> <p>はい。ありがとうございます。事務局の報告にあるように、許可との結論でございます。皆さんの中で何かあればご発言をいただきたいと思います。ございませんか。</p> <p>なかったら、この件につきましては別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>ご承認いただけでしょうか。ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p>
--	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。 全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたします。</p>
	<p>引き続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の件、1件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい。それでは議案4ページ、議案第2号農地法第4条についてです。今月は1件申請がありました。番号9、大字十二町〇で、地目は、台帳が田、現況が雑種地、面積が51㎡の第3種農地です。申請人は、日田市玉川町の〇・〇さんです。既に、駐車場として利用しているものの、許可を受けていなかったため、申請するものです。追認案件ですので、始末書を聴取いたします。場所は、近くに〇さんがありまして、その裏手の赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。赤く囲んでいるところです。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。周りの状況がこのように宅地になっている状況ですので、ひょっとして許可が過去に出ているのではと思ひまして、地番や周りの許可が出たときの面積などから、許可の可能性を調べましたが、この赤い部分だけは許可が出てないようですので、今回追認という形で審議をお願いしているところです。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思ひます。</p>
<p>調査委員 (松原忠雄)</p>	<p>はい。私たちが見た限り、特に問題はないと思ひます。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。農地法4条につきましては、資料No.1の3ページと、4ページです。全ての項目に該当しないことが許可の条件です。書類審査、現地調査により該当</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>しない旨、確認しております。私からは以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように、追認という意向でございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思います。ありませんか。</p> <p>なければ、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか。ご賛同のいただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成ですので議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>続きまして、5ページ議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の件、3件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>議案書5ページ、議案第3号農地法5条についてです。今月は3件申請がありました。</p> <p>番号28、大字三和〇と〇、地目は、台帳、現況ともに田、面積が合計で2,289㎡の第3種農地です。譲渡人は、日田市上手町の〇さんで、譲受人は日田市上手町の〇さんです。申請地を譲り受け、宅地分譲用地9区画として利用したいとのことでの申請です。場所は、画面の左右に通っているのが、大分自動車道です。右下に北部中学校がございまして、赤く丸をしているところが申請地というこういった位置関係になっております。こちらが航空写真です。議案書に書いておりますが、同意書を頂けていないのが、こちらの北側の土地の方から頂けておりません。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。この画面の右側の田んぼの方からいただけてないのですが、このことについて代理人である行政書士から理由書が提出されております。内容としては、この案件は、</p>

平成30年の秋頃から進めてきた計画であること、その過程で市の開発協議が必要となり、そのため隣接者との境界立会いが必要であったため、周りの方々との境界立会いが必要となり、この〇の所有者の方にも依頼し続けてきたものの応じてもらえなかったこと、〇の所有者側で土地家屋調査士や測量士を手配していただいても構わないと伝えたところ、弁護士を連れていくと言われ、驚いたものの、立ち会ってくれるのであればと承諾しましたが、日にちの調整がつかないということで、なかなかお話し合いの場に出てきていただけず、2年ほど経過してしまったことなどです。ここで少し話がずれるのですが、開発協議については〇との間に空白地をつくるように計画を変え、空白部分を分筆することで開発協議済証が発行されておりまして、その写しが添付されております。ですので、元は1筆だったものを分筆しているということです。このように立会いをしていただけないということがあり、農地転用に関わる同意書もいただけていないということがございます。次に、農地転用にあって同意書を求めている理由についてですが、転用することによる周辺の農地への悪影響がないことを確認するための方法として、悪影響を被るであろうと思われる方が同意することでこれにかえているものです。先ほど計画を変更したと説明しましたが、ここの部分に幅4mの道を入れるように変更したということで土地利用計画図をいただいております。こちら側の点線のところに、仮に4mの道をつくるというだけのものであれば、同意書が必ず必要とまでは言えないのではないかと考えておりますが、一方で今回の申請では4mより離れた場所、画面で言えば左側のところに、宅地分譲地ですから建物が建つようになりますので、全く影響がないとも言えないと考えられます。28番の案件についてはこのような状況ですが、次の案件もございますので、一旦29番の案件に移らせていただこうと思います。

次の29番と、その次30番は、どちらも中津日田道路工事に関連するものとなっております。まず、番号29、大字三和〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積が2,536㎡の第2種農地です。賃貸人は、日田市財津町の〇さんで、賃借人は福岡県にあります〇さんが代表である〇さんです。申請地を約5年間借りて、中津日田道路工事に係る仮設工事事務所や仮設宿舎として利用したいとのことでの申請です。場所は、近くには三和小学校や〇さんがございまして、おおよそ道路沿いの赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。赤く囲んでいるのが申請地です。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。航空写真のこちらから写した角度のものとなっております。施工に当たっては農地に復元することが条件でございますので、一度シ

<p>調査委員 (松原忠雄)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ートを敷いて、その上に砕石等を置いて整地していくと伺っております。</p> <p>では、ページをめくっていただきまして、最後30番の案件です。番号30が、大字花月〇、地目は、台帳、現況ともに田で、面積が316㎡の第2種農地です。賃貸人には日田市藤山町の亡〇さん、亡くなっていて未相続地のままのため、相続人代表者の〇さんが賃貸人でございます。賃借人は、福岡県にあります〇さんが代表である〇さんです。申請地を約3年間借り受け、隣接する農地以外の土地とともに、中津日田道路工事にかかる駐車場としたいとのことでの申請です。場所のご説明です。戸山中学校がここにありまして、〇さんがこちらですね。赤く丸をしているところが申請地です。こちらが航空写真で、転用の申請が出ているのはこの赤い部分、黄色の範囲を使って駐車場として利用したいということです。この黄色と赤の間部分が若干農地の部分があるように見えると思います。こちらは既に国の土地になっておりますので許可は必要ないということで考えております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。こちらも先ほどの案件と同じように施工に当たっては、まず土の上にシートを敷いて、農地に復元できるようにするというので事業計画をいただいております。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>はい。私たちが見た限り、特に問題はないと考えております。</p> <p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。農地法第5条につきましては資料No.1の5ページと6ページでございます。全ての項目に該当しないことが許可の条件です。書類審査、現地調査により該当しないことを確認しております。私からは以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように問題がないというような意向でございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思います。ありませんか。</p> <p>財津委員どうぞ。</p>
---	--

<p>1 8 番 (財津政美)</p>	<p>2 8 番の案件です。○さんの北側は、○も困っていて、賦課金を10年は払ってないです。その人の名前とか言うが悪いですよ。その北側の人が○さんに水をやらなくて。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>○とかの北側ですか。</p>
<p>1 8 番 (財津政美)</p>	<p>その北側の人が水もくれなくて。変わった人で北側の持ち主が。○に十何年か賦課金を払ってないです、わざと。○の中で、たった1人払ってないです。みんなが困っている、その人には。どうにかならないかなと思って。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>転用許可には、これは余り関係がないように思いますので、申し訳ないです。</p>
<p>1 7 番 (原田文利)</p>	<p>関連で17番ですけど、そこは分筆をされているでしょう、幅が2、3mで。それは何年か前に分筆をしていると思いますが、その分筆した意図は何かわかりますか。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい。分筆したのは、まず分筆の日付ですけども、提出されております登記簿の謄本を見ますと、令和4年3月の日付になっておりますのでごく最近かと思えます。</p>
<p>1 7 番 (原田文利)</p>	<p>最近ですか。その分筆している境界線から内側に道路をつくろうということですか。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>面積から見ると、分筆された○と○の一部に入るようになります。</p>

<p>17番 (原田文利)</p>	<p>何か、不思議ですよ。分筆をするには、境界確認の境界立会いが出来ないとだめですよ。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>元は、この大きな面積を○さんが1人で持っていたところ、その中に分筆線を引いたので、境界はご自分の土地になります。</p>
<p>17番 (原田文利)</p>	<p>わかりました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>何かほかにございませんか。横田委員どうぞ。</p>
<p>3番 (横田秀喜)</p>	<p>3番横田です。決して反対のつもりじゃないですが、もう1回経過を説明していただだけませんか。わかったような、わからないような説明だったので。ちゃんと経過がわかれば、許可できると思うのでお願いします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい。では、まず宅地分譲地をつくりたいという計画が上がったのが平成30年の秋頃というふうに伺っております。それで、面積が1,000㎡を超えておりますので、市の開発協議が必要となります。そのために、隣接の方との境界の立会い確認が必要になる。そういった作業を進めていっていた。ほかの周りの人とは順調に話が出来ていったようでございます。ただ、こちらの方とはなかなか出来なくて、今回転用したい側の方々が、お願いしている土地家屋調査士や測量士が、境界立会いをお願いしているという格好であるのもあるため、こちらの北側の土地の方が、測量士や土地家屋調査士を手配していただいて、境界確認してもらっても構いませんよというご提案をしたけども、それも受けていただけなかった。というふうに伺っております。そのときに言われたのが、経緯や意図はよくわからないのですが、弁護士を連れて行きますっていうことをおっしゃったということ</p>

	<p>で、実際そういった境界立会いとかに関わる方からすると、なかなか驚かれたようではありますが、それでも立ち会っていただけるのであれば、それでいいでしょうということで、納得したものの、今度は日にちの都合がなかなかつかないということで、1年2年と時間が経過してしまいました。ですので、この時点で令和元年とか2年にはなっていたのだらうと思われます。そうしていく中で、市の開発協議をするに当たって、ほかに方法をとということで探していたところ分筆をして、空白地、字図でいうと、○の部分をつくることによって、開発協議の際に、○の方との立会いが要らないというふうな判断をしたようでございます。それで、農地転用の申請の際に、必要な市の開発協議済証が添付されているというのが流れになっております。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>横田委員。よろしいですか。</p>
<p>14番 (中島浩司)</p>	<p>はい。中島浩司委員どうぞ。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>14番の中島です。大体経緯をわかりましたが、今回開発協議するに当たって分筆した分も含めて、転用するじゃないですか。そうして、それを含めたところで4mの道路を入れるという計画になっていると思いますが、その場合、北の方からの苦情は道路があるので転用しても回避出来るということですか。というのが、皆さんが言っているように、北側の持ち主の方はちょっと変わっている方なので、今後許可した時に農業委員会に苦情を多分言ってくると思うんですよ。それをちゃんと裏づけが出来るような形でやらないと、あとでまたややこしくなると思うので、その辺をきっちりクリアできるような体制でやっていただけたらなと思うので。その辺がちょっと気になったのでどうかと思ひまして。</p>
	<p>もちろん、同意書をいただけることにこしたことはないというのは、皆さん何となくわかっていただけるかと思ひます。ただ、農地法上で法定書類、つまり法律で必ず同意書がいるとなっているかとなると、なっていない。それでは、同意書を何で求めているかというところと周りの農業に影響がないことを、確認する手段の一つでございます。なので、同意書を書いてないのに、何で許可が出たのかと言われた際には、必須法定書類ではないとい</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>う言い方が一つあるのかなと思います。ただ、悪影響が絶対ないとも言えないと思います。4 m離れているとはいえ、近いところに建物ができるわけですから、ちょっとその部分の判断や対応が難しいところかなと思っております。</p> <p>中島委員。よろしいですか。</p>
<p>1 4 番 (中島浩司)</p>	<p>許可したあとに、家を建てた方がいろいろ言われないように、細心の注意を払ってやっていただきたいと思います。以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。原田委員どうぞ。</p>
<p>1 7 番 (原田文利)</p>	<p>1 7 番ですけど、また関連ですけども、開発協議済証が発行されると思いますが、その条件として農業委員会の許可というのは当然ありますけど、ほかにクリア出来てないようなことはあるかどうか、その辺は確認されているでしょうか。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>今回は宅地分譲地ということですので、なおかつ、第3種農地ですので農地法の許可の中で1番条件が少ないところで、原則許可できるということになっています。例えば、開発協議が要りますと、私たちがご説明するのは、他法令、条例を含むものについて許可、認可、協議が出来てないと許可できないというのが農地法上あるからでございます。開発協議が出来ているのであれば、宅地分譲地については問題ないと、これまで取り扱ってきておりますので同じような判断基準で行っております。</p>

17番 (原田文利)	農地法の許可を出せば、もう開発協議済証は出るという事ですよ。
事務局 (太郎良悠希)	開発協議済証はもう発行済みです。その写しを添付しています。
17番 (原田文利)	開発協議上はもう全く問題ないということとして理解していいわけですね。
事務局 (太郎良悠希)	はい。
議長 (石井照久)	財津委員。どうぞ。
18番 (財津政美)	北側の方が農業委員会に苦情を言ってくると思います。多分来ると思う。仮に来たとしても突っ張り切れればいいです。事務局は頑張ってください。
事務局 (太郎良悠希)	はい。総会でご審議いただくためには、まず、法律上、クリアすべきことは、少なくとも最低限クリア出来ているのかというのは確認して皆さんにご覧いただいておりますので、確かに懸念材料が残るところではありますが、ひとまず法律上許可には問題がないのかなとは思っております。
議長 (石井照久)	現地調査に行って、調査委員会を開いて、法的問題はないということでやっておりますので、隣接地の人が来たときは、事務局が対応すると思います。何かほかにございませんか。

	<p>はい。ないようでございますので、別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>調査委員長の松原副会長、最後でございますが一言お願いします。</p> <p>調査委員 (松原忠雄)</p> <p>慎重審議ありがとうございました。無事終わりました。</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>お疲れ様でした。</p> <p>それでは、議事を進行してまいりたいと思います。</p> <p>7ページです。議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、新規4件再設定6件、中間管理事業（一括方式）新規16件、変更1件、利用権解約3件でございます。</p> <p>この議案に入る前に、議事参与の方がおられますので、退出のほうをお願いしたいと思います。○番○委員、○番○委員、○番○委員の3名の方は退出をお願いしたいと思います。</p> <p>(○委員、○委員、○委員、退席)</p>
--	--

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>1 1 番 (河津裕治)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。それでは、○番○委員の分です。○ページのNo.○、借り手は○、○番○委員、○ページ、No.○、○、○ページNo.○、○、○ページNo.○、○、○ページ、No.○、○、○ページ、No.○、○、○ページ、○、○、○ページ、No.○、○ページ、No.○、借り手は○でございます。それから○番○委員、○ページ、No.○、○、借り手は○でございます。この件につきまして、3名の方を先に審議したいと思います。何かございますか。何かあれば、ご発言いただきたいと思います。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>(○委員、○委員、○委員、着席)</p> <p>はい。それではですね、残りの分ですね、それぞれの委員のですね、エリアにおいて確認をお願いしたいと思います。問題があれば、挙手をしてご発言いただきたいと思います。よろしいですか。</p> <p>河津裕治委員どうぞ。</p> <p>はい、11番河津です。今回の件ではないのですが、5月9日の総会の際に出た案件で、小山委員が心配していた件でございます。○が天瀬町出口に利用権設定した農地に、先月行ってみましたが、全然田を起こした気配もないし、念のため昨日も確認に行きましたが、全然耕した様子もないので、こういった場合どういった対応するのでしょうか。</p> <p>事務局、お願いします。</p>
---	--

<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>はい。この案件につきまして、我々のほうにもちょっと情報が入ってきておまして、現地を事務局で確認したいと思っております。もし、全く耕作もされていなくて、このままでは荒れてしまうということであれば、5月の総会で議案として出した解除条件付の契約、要は借り手の方がきちんと耕作をしていない場合は、貸し手の方が一方的に契約を打ち切ることができるという形になりますので、もちろん貸し手の方の意思というのもありますので、そこをどうするかという確認をとっていきます。仮に、貸し手の方がその分の賃料などをもらっているので取りあえず契約はそのままだということであっても、余りにもひどいようであれば、事務局からも注意をしないとイケないかなというふうには思っていますが、取りあえず至急現地を確認していきたいと今の段階では考えているところです。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>河津委員、よろしいですか。</p> <p>小山委員どうぞ。</p>
<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>8ページの216番ですね。これを新規ですか、今までも借りていたのではないかと思います。この件について、昨年も地元からいろいろ話を聞いて私も現地を見に行きました。田植えはしていたのですが、植えた苗より雑草のほうが高い状況で、植えた稲は太りもしてない、分けつもしていない状況で、恐らく、昨年はこの水田については米の出来は良くなかったと思っております。今年についても、一昨日も個人の水田を見に行ったら、ちょうど中島浩司委員が〇君のトラクターが故障しているから、代かきを頼まれてしていたということで、ちょっと現地を一緒に見てもらいました。田植をしているのを確認しましたが、この案件については、個人の水田も、昨年収穫をしてそのままの状態です。こういう状態の中で、この216番の水田は、いまだにそのままの状況で、契約が7月15日からということで、それまで耕作すると悪いのかとも思いましたが、本当にやる気があるのかないのか、本人をできれば事務局に呼出して、確認しないと近所の人たちが迷惑しているんですよ。植</p>

<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>えっ放しで、除草剤もやらない、肥料をやりよるか知らんけど、稲は植えたままで分けつもしてない状況の中で、借り賃を払えば良いといえ、それまでですけど、そんなもんじゃないと思うし、できれば、本人を事務局に呼んで、本当に耕作をする気があるのかないのかを確認しないと、地元の委員としてこの案件は認められないというふうに思いますが、いかがですか。</p> <p>はい、こちらに利用権設定の明細の控えというのがあるのですが、まず新規か再設定かということですが、システム上の資料が手元にないので確実なことは言えないのですが、この方は以前もこの農地を借りていたと思いますが、期間が切れてから相当数の期間が経過して、書類を出してきたときに、余りにも期間が空いた場合、再設定とは見ることが出来ないのも新規という取扱いにしています。</p>
<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>中島浩司委員にもね、確認してもらいましたが、昨年稲を収穫したままの状況で、自分の土地の水田もそういう状況ですからね。よその農地を借りるところか、自分の土地も管理してない状況で、そういうこと自体がおかしいと思うし、1回でもすいていけば、それは同情の余地があるけど、全くしなくて結構草も生えている状況ですから、できれば、本人を呼出して近所迷惑になるようなことだけはしないでくれということを強く言うべきじゃないかと思えますよ。ぜひ、よろしくお願いします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、よろしいですか。</p> <p>小山委員、事務局に来て指導するというのもいいかもしれませんが、一応本人に確認して、事務局から指導したいと思えます。</p>
<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>今回の案件と個人の水田も含めて確認していただきたい。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>一応利用権設定をされていますから、またこういうことがあるときは、小山委員がそのエリアの担当者でございますので、報告していただけるといいと思います。一応、指導は事務局からします。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>確認ですけども、今回借り手の方が、既に耕作をしている別の農地も同じような状況であるということで、間違いないですね。</p>
<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>中島委員が、その横を田植えしているのでよく分かります。去年の秋から全然扱っていません。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>では、こういったお話をお伺いしましたので、ご本人さんと一旦お話をするようにします。契約期間が7月15日からとなっていますが、実際に早く借りていたとしても、この総会を経て、基盤強化法の集積計画の公告をする関係で、7月15日以降しか、この法的に利用権の設定は出来ないとはなっていますが、実際のところは、そうではないという可能性も多分にありますので、どちらにしても、事務局で話をしてそういったことがあると困るという指導は行っていこうと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、中島浩司委員。</p>
<p>1 4 番 (中島浩司)</p>	<p>1 4 番の中島です。今、小山委員から言われたように、実はこの○さんの田んぼのすぐ横を、私どもが借りていますが、今言われた代かきをしていたというのは作業受託のほうでやっていたもので、その間に○さんの田んぼがあってですね、全然畔草も切っていないし、すいてない状態なので、これは荒らすつもりやろうかねと従業員が言っていたみたいです。草を切らないならこちらがまた1mぐらい刈り込まないとねという話を、従業員がしていたという経過があります。もちろん、公告の時期とかもあるみたいですが、このことについて確認をとっていただけたらなと思っています。以上です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。ほかに何かございませんか。</p> <p>それではですね、なければ、計画要請の内容を別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見が他になかったら、ご承認いただけましようか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。承認いたします。</p> <p>それじゃですね。23ページですね、議案第5号現況証明書非農地証明書の発行について、3件でございます。事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>はい。それでは議案書の23ページ、議案5号現況証明書の発行について、今月3件申請が上がっております。</p> <p>まず、26番、中津江村合瀬の○ほか全部で、3筆、登記地目が田、現況は原野、面積は合計5,963㎡です。申請人は朝日ヶ丘の○さん、申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地です。場所ですが、○から、国道442号を挟んで南側に位置しています。航空写真で見ますとこのようになっております。で、こちらが、南に、○の字図です。少しちょっと前の画面に戻りますが、この○、南東側と西側にバツの部分がついております。現地調査に行きましたが、まず、南東側のバツが入っているところの様子、字図上は里道があるようですが、ここから先はちょっと人が入っていけるような状態ではありませんでした。中津江振興局に確認したところ、ここを突っ込</p>

んでいったとしても、令和2年の水害で先の谷が崩れていて、危険である旨、確認しております。続いて、この○の西側にバツがついてあるところ、農機具などは入れませんが歩いていけば、迂回して現地まで行けるというように、地図で見る限りはそういった状況だったんですけども、現在の状況は、このように通行止めになっております。これも令和2年の水害で道が大きく崩れておりまして、徒歩ならある程度までいけるかなと思いましたが、このような状況で大変危険であることと、この林道ですが、中津江振興局から復旧のめどが全く立っていないという話を受けて、これ以上の探索を断念したところです。続きましてこの地図で真ん中のほうにある○です。こちらが字図です。現在の状況こちら水害の土砂崩れ等の被害を大きく受けておりまして、現地まで何とか到達は出来たんですけども、このような状況で沢や谷を越えて行った先になります。現地に到達したところの状態がこのようになっております。左側の電線電柱がもう潰れて倒れておりまして、こちら、下の農地になっている部分も大きく被害を受けている状況です。最後1番北の○です。こちらが字図で、こちらが現在の状況です。ここは災害とは関係ないようですが、こちらの3筆を発行基準4ということにしております。この発行基準4は、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として仮に復元したとしても継続して利用することが出来ないと見込まれる場合というの也被含まれておりますので、現地在仮に荒れていなかったとしても、耕作不可能で今後も農地としての利用は見込めないというふうに判断しております。

続いて27番、西有田の○ほか、全部で4筆、登記地目はいずれも田、現況は○と○が原野、○と○が山林というふうにしております。面積は合計で8,854㎡です。申請人は三ノ宮2丁目の○さん。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所ですが、○は、○の西側、残りの3筆は○の集落の北に、林道しばらく進んだ先にあります。こちらが、航空写真で、こちらが字図です。こちらが○の西側の○の現在の状況。こちらが、○の集落の北側の3筆の字図と、あと現在の状況になっています。

次に28番、大山町東大山の○と○です。登記地目は畑、現況は山林で、面積が合計で1,692㎡です。申請人は、大山町の○さん、申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準5、既に農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。こちらが航空写真です。こちらが字図です。前回の総会でも2件、隣接地の証明が出ておりました。場所ですが、○が

	<p>あるところから国道212号を少し東に入っていったところですが。前回の総会で非農地の証明の議案に上がっていた部分を青で、今回の申請分を赤で囲んでおります。現在の状況はこのようになっております。平成13年の航空写真を確認したところ、既に植林されておりましたので、20年の要件を満たしていることとなります。</p> <p>以上の案件につきまして各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただこうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p>	<p>西有田地区の中嶋です。案件の27番、全ての物件におきまして、農地として使用するのには、厳しい条件下にあると思われ、問題ないと思っております。以上です。</p>
<p>推進委員 (矢羽田市夫)</p>	<p>矢羽田です。28番ですけど、22日に現地調査に行きました。もう既に杉が植林してあり、もう畑には戻らないような状態でした。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、本日欠席されておりますが、中津江地区担当の石川委員から現地調査同行いただいたときに証明を発行しても問題ない旨、承っております。事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。議案第5号につきまして何かございますか。よろしいですか。それでは、現況証明書を発行いたしたいと思っております。よろしいですか。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>それでは発行いたします。</p>
	<p>続きまして25ページ、議案第6号、7月調査委員の選任についてです。日田市農業委員会委員の現地調査実</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>施要綱第3条の規定に基づき、選任するものでございます。私からの指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、それではですね、6番綾垣和子委員、13番財津満寿光委員、16番伊藤明美委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、26ページ報告です。事務局、説明のほうをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について 報告第2号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件</p> <p>7番、その他</p> <p>(1) 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び 「令和4年度最適化活動の目標設定等」</p> <p>(2) 7月現地調査 日 時 7月26日(火) 午前9時～ ※ 調査委員</p> <p>(3) 7月調査委員会 日 時 7月29日(金) 午前9時～ ※ 会長、副会長、調査委員</p>
-----------------------	--

(4) 7月定例総会

日 時 8月8日(月) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

7月20日(水) 熊本県荒尾市視察(会長・副会長)

7月21日(木) 常設審議委員会(大分市)(会長)

7月22日(金) 上半期農業者年金業務推進検討会(会長・副会長ほか)

(6) その他 ・「6月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「6月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年8月8日

議 長 会 長

署 名 委 員 3 番

署 名 委 員 9 番